

## 平成29年白老町議会議会運営委員会会議録

平成29年8月4日（金曜日）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 2時05分

---

### ○会議に付した事件

協議事項

1. 決算審査特別委員会における審議方法について
  2. その他について
- 

### ○出席議員（6名）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 吉田和子君 | 副委員長 | 山田和子君 |
| 委員  | 大淵紀夫君 | 委員   | 小西秀延君 |
| 委員  | 吉谷一孝君 | 委員   | 西田祐子君 |
| 議長  | 山本浩平君 | 副議長  | 前田博之君 |

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長 高橋裕明君  
主 査 増田宏仁君

---

◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

（午後 2時00分）

---

○委員長（吉田和子君） 本日の協議事項は、1つは決算審査特別委員会における審議方法について。局長のほうで資料1、2、3とつくっていただきましたので、まず局長のほうから説明をいただきたいと思います。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） きょうの資料ですけれども、資料1、2、3と昨年度の参考というものとその他のほうになりますけれども、東京白老会の名簿というのがあると思いますけれどもよろしいですか。

それでは、1番目の決算審査特別委員会における審議方法についてですが、資料1です。資料1はこの件について会議をやったのが昨年10月3日の議会運営委員会でありまして、そのときの振り返りから整理しております。昨年の議会運営委員会で主な意見というところなのですが、委員会は自由に質疑して意見を述べるのが原則で、ただし別に決める場合は制限できるとして3回としているということ。会議時間や日程が限られている中で決めているもので、少しでも多くの議員が発言できるように配慮していると。3番目が、委員長の許可を得ないで発言されては困るので守るべき。4点目が、議長や委員長の議場整理権が運用できるのだから撤廃すべき。5点目が、ほとんど3回以内で終わっているから、議員の姿勢の中でやればよい。6点目が、議員が趣旨を述べることを徹底すれば、回数制限はいらない。7点目が、議員の良識の範囲で質問をしないといけない。無制限はありえないけど撤廃すべき。次が、3回が定着し、2回で終わっている議員もいる。それ以上は行き違いが多い。次が、撤廃しない理由が明確でなければ、撤廃していただきたい。次が、議員の自覚でやっていただければ、回数制限は必要ない。次が、議長や委員長だけでは大変なので、聞いている議員も撤廃した以上はそれ以上はもう違うよと言ってあげる自覚が必要。次が、3回以上の質問や中身の無い質問をしたら、はっきり委員長が言うほうがよい。次が、議長や委員長の議事整理権の采配。回数がふえないような行政の答弁努力と議員の見識や努力の両方が必要。最終的には時間制限も日程制限もあることですから、きちんと運営する趣旨を含めて回数を撤廃する方向としますということで終わっております。

行政のほうにそれをなげかけているということで、行政のほうからは実際の決算審査と予算審査のときの時間のつかい方とか回数はどうなっているのかということで資料2でまとめておりますけれども、昨年の決算審査とことし3月の予算等審査のときの状況を整理しております。まず、昨年の決算等審査ですが3日間でやっておりまして、質疑時間は245分、12名ですけれども、一人平均20.4分。一番少なかった人が6分で、一番多かった人が63分ということにな

っております。そのあと、質疑回数とか平均時間とかが書いてありますが、一番右側の平均質疑回数、要するに3回以内というところで最終的に平均して2.4回という回数が出ております。3月の予算等審査特別委員会では4日間やっております、合計の議員からの質疑時間が460分ありました。一人平均は35.4分で一番少ないのが5分、一番多いのが104分というふうになっております。これも一番右側の2番目、一人平均の3回の関係ですけれども、平均では2.2回ということになっております。

3回を超えたケースですけれども、決算審査特別委員会では回数が5回というのが1回ありました。予算審査のほうでは4回というのが1回あったというのが実態でございます。一番下が28年度の議会の実態調査というもので出てくる制限状況ですけれども、道内144町村のうち回数制限をしているのが116自治体、時間制限をしていないのが10自治体、無制限が22自治体という調査結果の資料がございました。

続きまして資料3ですが、これは執行側の回答です。読み上げますけれども、標記検討要請のありました質疑回数の撤廃については、本年の予算等審査特別委員会、昨年の決算審査特別委員会の質疑回数の状況等を踏まえ、経営調整会議等において十分検討いたしました。これまでどおりの運営により行っていただきたくお願い申し上げますということで、記として1番、質疑回数。同一の事案に対しては、おおむね3回以内で質疑を行うこととし、答弁によっては委員長に申し出て、回数を超えて質疑を可能とするとしている従来の方法により、引き続き運営をお願いいたします。2、理由。これまでの特別委員会の3日間の日程において、質疑・答弁・質疑回数等に対する特段の問題はないと考えているところであります。限られた日程の中で各委員の質問時間の保障等、質疑回数が原則3回以内で行われてきた本旨に鑑み、執行側としては、今後も緊張感を持って、全委員の質問に的確に答えられるよう、かつ、効率的に審議が行われるよう、努力してまいりますという回答をいただいております。

それで、昨年度参考という、そこで今の件のについては2の質疑の方法の(2)です。委員の質疑等は款の中の議論において何度でもできることとします。ただし、同一の事案に対して、おおむね3回以内で質疑を行うよう努めるものとし、答弁によっては委員長に申し出て、回数を超えて質疑を可能としますというところでございます。

**○委員長（吉田和子君）** 今、局長のほうから説明がありました。決算、予算の特別委員会の審議について、回数の撤廃をどうするかという議論をずっとされてきましたけれども、これは行政側も一応了解を得なければならないことですので、審議をしながらまた時間的なものがあったそのままやってきたという形なのですが、局長のほうで今まで出た意見のまとめと、それから決算と予算の特別委員会の内容的、回数的なもの、時間をどれくらいつかっているのかとか、そういったものの集約したものと北海道の町村議会の実態調査、回数制限されているのが116、時間制限が10、無制限が22ということで、このような全道の状況ですということをつけていただきました。

また、町のほうからも説明がありましたように、撤廃についての町の考え方はおおむね3回

で質疑を行うということの運営をお願いしたいということも来ておりますけれども、これを踏まえて皆さんのほうで何かご意見がありましたら伺って行って、できればきちんとした形にしていきたいと思っておりますけれども、ご意見のございます方はどうぞ。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 私としての意見は、町側からの文書もございますが、これまで決算審査、予算等審査で特段問題があるという形に流れていないというふうに判断しております。3回を超えても申し出れば回数が制限されるということでもない。おおむねそれで流れてきているので私はこれまでどおりでよろしいのではないかと思います。

○委員長（吉田和子君） どうでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 私どもの会派は、ここにも書いていますけれども、資料1の最後のところだと思うのですが、回数を撤廃する方向としまして今まで議論を重ねて、こういう方向で来ましたので、今小西委員が問題がなかったというのであれば、反対に特に制限しなければならぬ理由があるのであれば撤廃するのが本来の形ではないのかと思うのです。どうしても3回を超えて、4回目、5回目になったときはやはり委員長の権限でその質問はちょっとおかしいですよととめることは十分できますし、私はそれで議事整理権をつかってきちんとやっていたらいいのであれば、今までの流れの中で回数を撤廃する方向で話し合わせてきたのですから、町側がこういうふうに今までのやつでやってくれと言われたからといって議会改革は途中でとまってしまってもいいのかと、ちょっとそんな感じもしたものですから、せっかくここまで話を進めてきたので、できればそちらの方向性が私はいいと思います。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうでしょうか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 私は従来どおりでよろしいかと思います。資料2で出ている質疑時間の一人平均であったり、予算等審査も十分に質問に対する時間というのは確保されていますし、ましてどうしても答弁の部分については委員長采配で4回もしくは5回ということは今までもやっているのです、これについて特段変える必要がないと私は考えます。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 私は原則論で言えば当然撤廃されて当たり前のことだというふうに基本的には考えています。これはもう委員会というのは自由に討議できるというふうになっていますから、ですから例えば常任委員会も同じですから、そういうことではいけばそう思っています。ただ、今回町から初めてこういう正式なものが来ているのです。議会だけで決めるというのはやはり違うのかと私は思うのです。だから、やはり町との合意をきちんと勝ち取れるような、例えば正副議長と議運の正副と、実務上の問題で協議をしたことがあるのです。専決処分についてはかなりの回数やって合意に達して、それをきちんと議会に諮るというふうにして、

事務レベルでは議運の正副が事務方とやって、そして正副議長が入って町長、副町長と話をすると。それがいいかどうかは別として、そういうことを考えてそういう中でどちらかが先行するのではなくて、町が初めてこういうものを出してきたわけですから、協議の中で一致できるような方法が見出せないものかというふうには予算等審査特別委員会も含めて考えております。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。私も今の大淵委員の意見には賛成で、委員長の議事整理権の采配があれば私も回数撤廃してもいいのではないかなと考えていたのですけれども、このように町側から正式な文書をいただきましたので、やはり粘り強くこちら側からも撤廃していきたい旨はまたずっと要望をしていきながら、次回の決算審査特別委員会は今までどおり進めて、その中でもいい質問ができるようにみんなでレベルアップしながら質問の質を上げていく努力をしながら、こういう決算審査特別委員会の質疑になるのであれば回数を撤廃してもいいというような行政側の考え方も変わっていただけるように、こちら側も努力をしながら引き続き要望していくという姿勢のほうがよろしいのではないかと思います。

○委員長（吉田和子君） 私どもは回数に対しては3回以内で問題ありません。なぜかという、委員会は議論の場でどんどん討議を回数やってもいいのですけれども、決算、予算というのは全員なのです。全員でやっていくものなので、それと日程的に制限があります、そういった中で一人でも多くの議員が発言をしていく、そういう場にしていく。決算、予算は新人議員にとって新しい勉強の場であるし、また1年間の反省とまた1年間の出発のものであるので一人でも多くの方が質問をしたり、そういった場を設けると考えていくと、今までずっと見ているのです、どちらかという。3回ですからやめますと言ってやめた人はいないような。ただ、答弁が納得いかなくて4回、5回といったものもあると思うのです。ですから先ほど山田副委員長がおっしゃったようにやはり答弁する側も答弁をきちんとできる形を、また、質問をする側もきちんとした答弁ができる質問に勉強してやっていくということのお互いの努力が必要ではないかと思っておりますので、今回初めて町側からこういう意見が出てきて決算のあり方の政策研究会でいろんな決算、予算にどうかかわるかでいろんな意見を述べたときに、行政側もそれに付随したいろんなものを加えて提出してくれたりしていますので、協議することは必要だと思いますけれども議会運営委員会というか、うちの党としては制限があってもあまりこだわらないといたらおかしいですけれども、あまり今まで困っていないので委員長の許可があればできますから、それでいいのではないかと考えています。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 大淵委員、西田委員が話しましたがけれども、それは前提として、私は議事機関として重要なのは政策をチェックしたり行政面をチェックするあるいは監視するということが重大な役割であると。

もう1つは、住民の立場に立って自主的な審議をするということが議会の原則なのです。そ

うすると、私はあえて自分たちが言論の府に与えられた権能をこういう規則等々で3回ということを決めることはどうかと思います。今、白老も先進地として議会改革をして自主的な濃密な審議をしようと言っている中においてどうかと思います。私はそれを3回という足かせを掛けることが本来議会の使命なり、議会の本来のあり方としてどうかと思います。ただ、3回がなくなったからといっておおいに議論すればいいという話ではないです。議員である見識や識見、常識、節度というものを信頼した中で議論をするという環境を私はつくるべきだと思っています。のべつ幕なくやればいいというものではなくて、今まで3回という皆さんそういう訓練をされていますから、ある程度質疑の内容におけばよほど明確でないとかあいまいな答弁ではない限りは皆3回で終わっているのです。ですから、あえて私はここで3回ということを入れる口実があるのかと。28年10月3日の議会運営委員会で3回の回数を撤廃したほうがいいのではないかとここで結論に達したのです、正直な話し。だから、町側から来たからどうこうだということにまたシフトするのがおかしいと思う。大淵委員が言ったようなものの考え方で議会として充実した審議をするためにどうあるべきかということをしちんと議論すべきだと思いますし、局長がつくってくれたこの資料1の中においても方向性の中でいけば撤廃したほうがいいのではないかとこの流れの議論をされてきているのです。そういうことで、私はやはりこの際議員の見識や識見、質問する節度のあり方を試すためにも3回なくてもいいかと思っています。あとは皆さんで決める話しですから。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 今、前田副議長からお話がありました。前回の議会運営委員会の中では一致してこういう形の撤廃というような結論が出ましたので、それを受けて議長の立場で、あくまでもこれは水面下です、議運の委員長だとか副議長だとか一緒にではなく、向こうもたくさんの方の人数ということではないので、水面下で担当の古俣副町長のほうに2回ほどこの件でお会いして相談をさせていただいています。もちろん私としては議長・委員長の議事整理権で行えるから3回は撤廃をしてほしいと、今までも委員長が認めた4回、5回もあるけれどもほぼ3回以内、一番多いので2回、3回、大体3回以内で終わっているのです、問題がないのではないかとこのことをお願いをしました。町側としての回答が今回文書で来たわけなのですけれども、町側がやはり懸念しているのは、この3回があるから議事整理権の中で4回、5回くらいまでは認めるようなことがあるかもしれませんが、逆に完全に撤廃したら回数関係なくなるというのが基本になってしまうので、相当に時間もオーバーしたりスケジュールが伸びたりと、そういったような懸念ですとか、これは想像です、それは回答ないのですけれども、新しく課長になられた方々もたくさんいると思うのです。そういった中で答弁の仕方についてもまだいわゆる訓練中というのか、そういう課長さんたちもいると思うのです。そういったことも多分懸念されているいろいろな課長とも話し合っただけの町側の回答だと思うのですけれども、経緯としては2回ほどお願いをして、向こうの答えとしてはできませんということではなかったのですけれども、ちょっとこれは検討に値する内容なので検討させてくださいということの経緯の中

でこういったものが出てきたというふうに思います。

今、副議長も、皆さん大体同じ意見だと思えますけれども、継続的に町側のほうにお願いしていくということは私も全然異論はございませんので、そういった努力はしていくべきかと。ただ、大渕委員が言われたとおり相手がいることですので、議会が一方的にこうしたいからこうだよというふうにはならないと思います。

○委員長（吉田和子君） 今一応皆さんの意見を伺いましたけれども、その中でこうではないかという感じたことがありましたらどうぞ。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 私が回数を3回にして留めておく方がいうという理由なのですが、先ほど副議長のほうから言われた言論の府ですから、議員の発言についてはいくら議事整理権があるとはいえ議長も委員長もなかなかそれをいや違うというように制止するというのは、お互いに主張することと考えていることの相違がある場合、ましてや行政側の答弁と質問した側のかみ合わない部分、見解の相違の部分であったり、そういう部分があったとき、これについては何度質問しても同じことの繰り返しになる場合があっても、そういうときもやはり議員としての質問権があるわけですから、やはりそこを委員長、議長の采配だとはいえ個人の議員からするとなぜとめるのだということになりかねない。その懸念は議員として副議長の言われたとおりなのですが、そのとところはとめるというか、整理の仕方というかお互いに違う部分があってなかなか言っているようにうまくはできないのではないかなという部分があるので、私はそういうところの懸念を今後どのようにするかというところが難しいのではないかとこのように思うのですけれども。

○委員長（吉田和子君） お互いに議論をしているときに委員長、議長がとめたりとか、ちょっとなかなかとめられないというのもあったり、先ほどおっしゃったようにかなり意見が違うから同じことを繰り返すようなことも。だから、質問するほうにも答弁するほうにもきちんと何を聞いているのか、何を答えるべきなのかということがきちんとしていないという部分が、質問を前もって通告していませんので何が飛び出すかわからないという面ではそういうことが出てくるのではないかと思うのですが、それを整理をしながら進めていくということがなかなか難しいことではないかというふうに思うのですけれども、3回を撤廃したら本当に制限なくいくでしょうか。その辺の時間的な制限がない、常任委員会の所管だったら終わらないからこの次やりましょうということはできるけれども、決算の場合3日間とか日程を決められている中で、どうでしょうか、前回は撤廃してある程度制限を持たないでやって問題はなかったように思うのですけれども。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 質問を聞いていてちょっと変だと思ったのですが、一度この議運で3回を撤廃しましょうと、そして話し合いでぜひ持って行ってほしいということで要望して町のほうに行ったのです。今、町側から答弁戻ってきましたよね。そしてまたここで3回を撤廃す

るかしないかの議論に戻るの何かちょっと変なような気がするのです。だから、そういう答えが出てきたけれども、ではこれを受けてやめるのか、それとも撤廃をぜひしてほしいからこれから大渕委員が言ったように交渉していくのか、そういう話に行くべきではないかと私は思っていたのですけれども。私の聴き方が悪かったのかどうなのか。もう1回そこに戻ってしまうのですか、撤廃するとかしないとか。1回みんなで撤廃しましょうと話がまとまらずなのです。

○委員長（吉田和子君）　そうです。まとまって前回は予算等審査特別委員会をやって、それほど問題がなく3回で、先ほど議長がおっしゃったように大体3回以内で、2回平均で終わっていますので問題はないのですけれども、今回改めてそういった要請を出していく中で町側から来たわけです。ですから、議会運営委員会で1回こういう結論を出したのだから、この結論を持って行政と話し合いをなささいということであれば、そういう形にはなると思います。ただ、こういう町側から改めて意見が出てきたので、これをどのように受けとめて議会、委員会としては受けないでどういう形で協議をするのか、その辺のある程度考えがまとまらないと議長、副議長が向こうへ行って協議をするといってもなかなか話が進んでいかない、まとまらないのではないかと思いますし、9月に定例会がありますのでその前に結論を出さないといけないのではないかと思いますから。ただ、議会側はそういうふうな要請をしてやりましたけれども、それでなおかつ3月に予算等審査特別委員会終わった後にこういうふうな行政側から出てきたということは何か行政側も考えがあつてのことなのか、その辺は詳しく伺わないとわかりませんが、議長がお話をされた中では3月の予算等審査特別委員会の後ですね。だから、正式に規約を改正したりとかしていませんし、ただ皆さんの議論の中でそういうふうにしたということです。

前田副議長。

○副議長（前田博之君）　流れは去年の10月3日に全会一致したのです。そして、町に申し出て町からもらいましょうと。だから、その間は議長や委員長の議事整理権で3回とあるけれども質疑の内容によっては多少の流動的な範囲で認めましょうという運用に移っていったのです。そして、町から来たときに改めて方向性を議論しましょうという流れではなかったですか。だから、前回の予算でも多少の許容範囲の中で質疑を許していたでしょう。私はそう思っていました。

○委員長（吉田和子君）　撤廃はしなくても3回以上はやってもいいということにはなっていますから、回数は関係ないような気がして私は聞いていたのですけれども。あってもなくても一応は3回だから大体みんな2回か3回で終わっているのですけれども。

前田副議長。

○副議長（前田博之君）　3回と会議規則に書いているものを先ほど私が言ったような形で行くのだけれども、3回という数字はどうかと、撤廃しようという議論があつたのです。3回が4回になったから5回になったからいいのではないかというのはなくて、そこを整理して議論



をしていかないと行ったり来たりしますよ。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 先ほども同じことを申しましたけれども、私は行政側と水面下で折衝をした人間なので、町側のニュアンスとしては3回という決められたものがあるから大体議事整理権の中でもこれくらい4回、5回におさまっているけれども、3回を取っ払ってしまうとせきを切ったように5回も6回も7回もする人が出てくるのではないかという懸念が多分町側にはあったと思います。それで、きょうここに出てきている資料も、おそらくこれも町側のほうが求めて議会事務局に実際どうなのだというのを調べてくれという話しで多分、資料2ですけれども、こういったものも町側のほうに行って、それも参考にしたうえで今回こういう文書で回答が来たのではないかというふうに思っております。

○委員長（吉田和子君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 話としては、もう議運でそういう方向でとって一度行政に話して大淵委員が言われたとおり向こうからの回答が来ているので、それについて今後どうするのかという話し合いだと思います。今、議長が言われたのはまさしく私がいったようなことだと思います。その件について議会としてどのようにしていくかということをもっと明確にして決めて、それでまた行政側に話しをして、それでまたどうなのかという、そういうやりとりしかないと思うのです、委員会でそういう方向性で決まったのですから。今もそういう形で流動的ですけども一応回数も認めるというような形で今やっているわけですから、こういうようなことをどうするかということです。決めて行政に持って行って、行政から回答が返ってくるのを待ってその繰り返しで行くのか、一度きちんと向かって話をして協議をするのか、それは決めたほうがいいのかと思います。

○委員長（吉田和子君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

---

再開 午後 1時47分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議会運営委員会では、一応撤廃ということで皆さんの意見が一致しているところが前回ありましたので、これを基本に町側から要請が出てまいりました。そのことを踏まえて代表何人かで町側と話し合いを進めていくと。ただし、議会運営委員会の基本的な考え方は変わらないで、その方向でできないかどうかを行政側と協議をすると。ただ、決算審査特別委員会には間に合わないでしょうから今までどおり実施する方向で町側に申し出る。そういう形でまずは町側と1回話をするというのを含めて、そういう結論でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 継続でやっていくということですから、これからお盆も挟みますし、月末になると一般質問の関係とか委員会の決算審査特別委員会もあるので、そういうことでは

今後の課題として予算までに間に合うように、両方に望むこともきちんと明確にしながら議論をして、いい決算、予算等審査特別委員会として審議ができるように進めていくという形で協議をするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君）　そういうことで進めていきたいと思いますのでよろしく願いをいたします。それで、町側と協議をするときは先ほどちょっとありましたけれども議長、副議長、議運の委員長、副委員長という形によろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君）　それでは、そういう形で今後協議を進めていくということにしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、その他について、局長のほうから。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君）　その他に入る前に今の結論ですけれども、9月の決算審査方法をこれに準じてやりますので確認します。

その他についてですけれども、まず1点目がちょっと早いのですけれども、議員派遣の関係がありまして、2点ほどあるのですが1点目が東京白老会。今までの出席者名簿の資料を出していますけれども、ことしは11月21日が予定日です。それで、たまたまことし全国議長大会が21、22日とちょうど重なっているのです。それで、この名簿の裏を見ていただくと、まだ東京白老会のほうに行かれていない議員が3人います。任期を考えると今年と来年の2回なのです。3人いるものですから、今年は議長が同日程で東京へ行っているものですから、この3人から2名を派遣して来年1名を派遣してちょうど任期内に全員行くということも考えられるものですから、その点をお諮りしたいと思います。

○委員長（吉田和子君）　今、局長のほうから説明がありました。確か旅費は2名と考えて予算を組まれておりますので、たまたま議長は議長大会があつて出られるので、3人残っております、行っていない方が。この3人の中から2名を派遣すると。議長はもちろん出られるという形になると思いますが、そういうことでどのように、自己推薦にしますか。一応お話がありましたように2名と決めておいて後はその3人の中で都合を伺いながら行く方を決めるという、その3人で決めていただくということによろしいでしょうか。旅費としては2名ですけれども、議長を含めて今回東京白老会は3名行くようになるということなのですが、それによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君）　そういうことで、人選については後ほど事務局と当人たちのやり取りで決めていただければというふうに思います。9月の議会に提案しますので、その提案する前に議運で諮られます、どなたが行くか。そのときに承認をしたいと思いますのでよろしく願いをいたします。次、お願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 議員派遣のほうの2点目なのですが、ことし議員研修、自主研修で8万円の予算があります。9月議会にそれをかけて、12月議会までの間にもし実施する方があれば、そこで提出をいたしたいと思いますので、その予定のある皆さん、会派でも何でも予定がございましたらそれを事務局のほうに出していただいで今度かけていくということにしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（吉田和子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） タイムリミットはいつですか。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） それをかける議運の前でいいと思います。9月の議会にかけるには、確か9月8日の議運までに。

○委員長（吉田和子君） 12月定例会前に行く人は今回出さないと間に合わなくなりますよと、議会を開いてもらえれば承認もらえればいけると思うのですけれども、一応予定として9月の定例会に間に合うように出していただきたいということです。予定しているところはありますか。まだ検討中ですか。日程がわかりましたら早めに事務局のほうに出していただければ9月にスムーズに決まればと思いますけれども、それ以降の人はその後で結構ですけれども、一応間に合うように提出をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 派遣ではあと1点。今、研修の関係で森議員が国際文化アカデミーにエントリーして、結果はまだ出ていないのですけれども、9月議会までには出ると思うので、それも派遣で出ます。

それから、次回の予定なのですが、1件だけ。5月16日の議運で、いわゆる議会改革の関係ですけれども、会派で検討してくださいということでまだ未実施になっている案件、中身ではなくて課題と検討方法についてということで各会派にお願いしている案件が残っておりまして、それをどういう日程でやるのか。もしやるということであれば9月1日の一般質問締め切りの日の議運の日になるということでございます。

○委員長（吉田和子君） 今、局長から説明がありましたけれども、5月16日に議会改革の関係で課題と検討方法を各会派で議論していただくということになっておりますけれども、どうでしょうか、9月1日の議運にはちょっと厳しいのかというふうに思うのです、この検討は。議運で一般質問の検証をした後に聞き取りをします。だからあまり時間が取れませんので、ただ、次の日程ぐらひは決められるのかというふうに思うのですけれども。各会派どうでしょう、この検討はできているでしょうか。できていないところもあったのではないかと思いますので、本当はもっと早くに進めなければならぬというふうに思うのですけれども、一応9月1日に皆さんから検討とか課題を書き出すように確かなっていただいたと思いますので、9月1日を提出日としたいと思いますがよろしいでしょうか。そのうえでいつやるかということを決めていき

と思うのですが。それを書き出していただいたうえでまた議運で検討していきたいというふうに思うのですが。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 確か、5月16日ののですが、会派で改革すべき課題を出すということと もう1つは議会改革の議論は議運で行うのか別の組織で行うのかという話があったと思うのです。この改革すべき課題というのは9月1日でもいいと思うのですけれども、改革議論は議運で行うのかどうなのか、それを先に決めてしまわないと、議論しないとおかしくなってしまうのかと思うのですけれども、その辺はどうなるのでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 確かに議事録ではそういうのが出ていて、そのやり方は議運でやるのが今まででしょうという意見でした。ただ、いろんな別の組織をつくる方法もあるのではないかとということで、それも会派で検討してほしいということで終わっています。会派の皆さんが議運でいいのではないかとということで持ち寄れば議運になるということです。

○委員長（吉田和子君） 今後の検討方法も含めて議運でやるべきだとか、これは別に委員会を設けてやったほうがいいのではないかとか、議会改革推進委員会とか、何かつくったほうがいいのではないかとか、そういったことも含めて議運でやるべきなのか新しくまた立ち上げてやるのかも含めて課題として各会派の考え方を出示していただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 順番なのですから、まず各会派で議会改革の必要性という課題がないという、そういうこともあるので先に検討組織を決めてもしょうがないと思うのです。課題に合わせた検討組織が必要になるということですから、先に課題があるのかなのか、今の必要性がどうなのかというところは明確にしていきたいと思います。

○委員長（吉田和子君） なければいって出してくるのでしょうから、各会派で。だから、つくらなくてもいい、議運でいいとかいう答えが出てくるのではないかと思いますので、新しく設けたほうがいいとかいろんな選択肢があると思いますので、今まで議会改革をずっと進めてきている議会ですので、どういった方法がいいのかということも含めて検討していただきたいと思います。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 大淵委員のほうから、前に第4次で検討しなければならないというやつをただ引き継いだ文書だけれども、それが経過になっているからどうなっているかということ整理して、第4次の引き継がれる部分を現時点の最終的な部分を整理してくれということ言ったはずなのです。だから、それを出したほうがいいと思うのです。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 前回の5月の会議のときでは3次の改革が終わった後の動きが整

理されていないので整理するということが整理したのは送っています。

○委員長（吉田和子君） その後の動きも皆さんのところにファックスが行ってない方もいらっしゃるのでは、コピーしてお渡ししますので、それも含めて第4次の議会改革をどうすべきかということを書き出しに書いていただければいいと思います。また、どういう方法でやるかも書き出していただければと思います。それは9月1日の一般質問の締め切りと一緒にさせていただきますけれども。メールでもいいそうです。そういうことでよろしく提出をお願いいたします。そのほか皆さんのほうから何かありますでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 議会改革をやるということで、今から始めたらあと1年ちょっと。8月まででしたら2年ギリギリだと思うのです。ある程度詰めてやらないと中途半端に終わってしまったら困るので、申し訳ないですけども正副委員長のほうで日程調整も早めになら進めていただければありがたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） 今、西田委員から要望がありましたけれども、副委員長とは議会改革について今後どうするかということ話し合うことになっておりますので、局長も含めながら話合って、議長の考えも伺ったりしながら、どう進めていくかは検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。本当にあと2年ちょっとしか残されておられませんので9月ということになると2年しかございませんので早急にやっていきたいというふうには思っております。ほかに何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、今のところ次回の議会運営委員会の予定は9月1日13時30分からです。一般質問の締切日ですのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） ほかになければ以上で議会運営委員会を終了いたします。

（午後 2時 5分）